

第3章 まとめ

1 新しい貧困層の様相

●年齢別

<OECD調査>

- | | | |
|---------|-------|-----------------|
| ・76歳以上 | 23.8% | } 高齢者の
貧困率高い |
| ・66~75歳 | 19.5% | |
| ・18~25歳 | 16.6% | かなり高い |
| ----- | | |
| ・41~50歳 | 11.7% | 深刻な貧困率ではない |

1970~80年代の平均6~7%に比べると
低いとはいえない

●世帯類型別

<所得再配分調査>

・全世帯	15.2%('95)	17.0%('01)

・母子世帯	55.3%('95)	53.0%('01)

・単身高齢者	47.9%('95)	43.0%('01)
・老夫婦	21.7%('95)	20.5%('01)
・三世帯世帯	8.5%('95)	8.4%('01)

・核家族	10.0%('95)	10.8%('01)

・若者	20.7%('95)	25.9%('01)

貧困となる要因

●母子世帯

- ・働く場所がない（あっても低賃金）
- ・離婚率上昇→貧困者増加の危険性

母親が一人で子どもを育てることは容易ではない

●若年者

- ・失業率の上昇（9%前後）→所得がない
- ・非正規労働者
→フリーターの中でも所得の二極化

少ない所得では結婚も困難

●単身高齢者

- ・女性 →遺族年金で所得を得る
(総額から数%削減される)
- ・無年金者 →年金制度未加入
or加入年数が短い
- ・家族の変化 →家族間の経済支援の弱まり

子どもと離れて暮らす老夫婦も
どちらかに先立たれ一人になった場合
貧困に陥る危険性が高い

2 低所得労働者が意味するもの

●最低賃金（最賃）

法律で、これ以下の賃金を支払ってはいけなると定めたもの

・日本の最賃

OECD 9カ国中	下から3番目	} 他の先進諸国に比べ、相当な劣位
平均賃金に対する比率	最下位	
最賃以下の労働者の比率	下から2番目	

- ・生活保護制度の支給額よりも低い→労働していない人より収入が少ない

●低所得労働者とは

→主に非正規労働者

...女性・若者が深刻

⇒

・女性パートタイマー
最賃以下10%超

・若者（24歳以下）
最賃以下多い

17歳以下	7.1~22.5%
18~19歳	0.5~ 2.6%
20~24歳	0.3~ 1.2%

・女性の平均賃金

→男性よりかなり低い

・パートタイマーの平均賃金

→フルタイマーよりかなり低い

・年功序列の名残

→若者の賃金が低く抑えられる傾向

生活できないという想定がなく、
賃金を上げる政策をとってこな
かった

↓

離婚率・未婚率上昇 → 母子家庭貧困
若者の自立の機会の喪失

3 富裕層の変容

●現代の富裕層

→高額納税者

(所得税 年300万以上納税)

・ 企業経営者	43.3%	} 全体の 約6割
・ 医者	15.4%	
・ 芸能人・スポーツ選手	2.2%	
・ 弁護士	0.4%	
・ その他	38.7%	

●企業経営者の変化

①産業の種類の変化

②経営者の種類の変化

③企業の規模の変化

●医者の変化

①優秀な人材が集まる

②診療科目による人員の偏り

●企業と医療の共通点

組織で地道に働くより、
自らトップになって高額所得を
得たい



大企業・大病院が人材において
空洞化

優秀な人材を集める努力必要
→収入面、労働面での是正など

●富裕層の行動

- ・所得をどう増やすかに夢中
- ・節税

- ①株や債券の資産運用
- ②法人成り
- ③住居を税率の低い国に移す

4 地域格差の実態

- 完全失業率から見た地域格差 →30年前の状況とそれほど変わっていない
- 有効求人倍率の地域間格差 →失業率より格差大きい
- 一人当たりの県民所得 →関東・東海 : 高い
四国・九州・沖縄 : 低い

中央と地方、都市と田舎でかなりの経済格差が存在
今に始まったことではないが、地方経済の状況は深刻に

- 構造改革により公共事業削減
→格差是正機能を失う

金銭面、雇用面で
地方を支え、地域間
格差を是正する役割

- 商業分野の規制緩和
→大店舗の進出と商店街の衰退



地域が疲弊している

政府が有効な策をとっていない点が問題

5 奪われる機会の平等

●機会の平等・不平等

→職業活動や経済活動を行うための機会の格差の有無

全員参加の原則
非差別の原則

満たされていれば機会の平等が与えられる

教育

本人の能力、親の所得・教育水準

本人が望む教育を受けられるかをどうか決定させる

⇒ 階層の固定化へつながる懸念

日本政府：大幅に教育費のカットを続けている

GDPに占める教育費の比率
→先進国の中でも最低水準

職業

- 社会移動→子が親の階層より上に行ったか下に行ったか

現代

- ・高い社会移動の程度：低
- ・親の職業が子の職業水準を決定する割合：高

- インセンティブデバインド
→意欲・希望を持つ層と
持てない層に乖離する状況

親の意欲の度合いによって
子の意欲や希望もある程度決定される

女性

- 学校教育

過去 - 親の経済力による制約が強かった
現在 - 能力と意欲で上級学校への進学が可能に

- 就職

雇用の機会はかつてより平等化
しかし完全ではない

- 昇進

総合職・一般職の区別は減る傾向
→統計的差別は根強く残る

「積極的差別削減政策」

→割当制を設けて強制的に昇進・採用を
女性に有利に働くようにする政策